

船員に対する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する主な意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方

対象部分	寄せられた主なご意見の概要	国土交通省の考え方
2.(1)ア	<p>体力要件を盛り込む事によって、体力を要する職種である事は事実であって、この事を否定するとなると、当該事業者からサービスを受ける側の質の低下が懸念される事、国際航海においては現状でも海賊の存在があること、陸上より発生率が高いと思われる緊急時における回避率に支障を来たす事が容易に理解できる。</p> <p>これでは単にサービス品質への影響だけではなく、海上の安全確保、臨機の安全確保を求めるために、間接的な国民への負担は免れないので改められたい。</p>	<p>体力要件等の間接差別となるおそれがある措置につきましては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第7条に規定しているとおり、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合や、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合等の合理的な理由がない場合のみ間接差別として禁止するものです。したがって、例えば重量物の運搬作業等、一定の体力を前提とする作業について、母性保護の観点から体力要件を設けることは、直ちに間接差別に該当するものではないと考えております。</p>
2.(1)ウ	<p>海上においての海、船との関係性を女性の神を想定した、思想信条を持つグループは世界的に見ても現存していると聞いている。この事から想像するに、一定以上の制約を規定する事は憲法第19条に反しており、無信仰主義者を保護する法令が確立されていない我が国において、このような改正は暴挙であるとい</p>	<p>本省令案においては、例えば2.(2)において解雇その他不利益な取扱いの禁止の対象となる妊娠又は出産に関する事由について規定するなど、海上労働の特殊性や母性保護に配慮した規定振りとしているところであり、画一的に男女の扱いを同等にすることを前提としているものではありません。</p>

	<p>わざるを得ません。大幅な修正を求めます。</p>	
<p>2. (2)</p>	<p>本件事項は全て母体保護を意味する内容であって、性差別に起因する事案ではありません。また、能力低下についても一見すると不合理な理由に見えますが、女性の体の構造上、体調の変化が医学上も認められているところであって、その予知できる危険性を事前に回避する事は合理性があるといえます。</p> <p>近年の船員雇用については、ギリギリの人数まで削減されている船舶が殆どであって、大きな海難事故等の発生を待ってしては許されるものではありません。</p> <p>現時点で「安心・安全」と「少子化対策」を国家プロジェクトに掲げている中で、相反する施策の強行は慎んでいただきたいと考えます。</p> <p>特に、近年の国土交通省における女性の地位向上施策は、いずれにおいても場当たりの視点であり、合理性に欠如した内容を合わせ盛り込む傾向が強く見受けられます。また、多くの国民からの施策に対する苦情に真摯に対応されていないとも聞いております。</p> <p>男女平等参画についての概念を今一度見直</p>	<p>妊娠・出産に関しては、船員法及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律において、母性保護の観点から妊産婦の就業制限や母性健康管理措置等について規定がおかれ、母性保護の観点から女性船員を保護しているところです。これは少子化対策としても有効であると考えております。一方、妊娠・出産すること自体や、船員法の規定等による正当な権利行使を行っていることを理由として、女性船員に対し不利益な取扱いがなされることのないようにすることは、女性船員が継続的に就業できることにつながり、労働力確保の観点のみならず、長期的には経験豊富な優秀な女性船員等が増加することにより、安全・安心な海上輸送の確保の観点からも有効と考えております。</p>

	<p>していただき、合理性や国家の総合施策に対する一貫性に欠如する施策の反映を見直していただきたく意見を述べさせていただきます。</p>	
--	--	--